

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項前段の規定により知事等関係機関から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和2年12月25日

岐阜県監査委員	伊藤秀光
岐阜県監査委員	高殿尚
岐阜県監査委員	鈴木靖
岐阜県監査委員	長縄直子
岐阜県監査委員	南圭一

I 平成30年度、令和元年度及び令和2年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
指摘事項	89	88	0	1
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	5	0	0
計	193	192	0	1

2 令和元年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	106	106	0	0
指導事項	126	126	0	0
検討事項	6	6	0	0
計	238	238	0	0

3 令和2年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	65	14	17	34
指導事項	52	19	17	16
検討事項	2	0	0	2
計	119	33	34	52

※「今回措置を講じたもの」については、令和2年12月1日、同月4日及び同月17日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和2年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜地域環境室	公務中の1件の交通事故について、修繕料577,677円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	<p>当該職員に対し、安全運転に対する意識の徹底と再発防止に努めるよう指導した。</p> <p>また、全職員に対して事故の概要を説明し、交通法規の遵守及び安全運転の励行について周知徹底を図った。</p> <p>今後も、定期的に朝礼や職場研修等で職員に注意喚起し、交通事故防止の徹底に努める。</p>

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
郡上農林事務所	旅費の支出事務において、職員は旅費システムに復命入力した後、当初の旅行命令の内容に誤りがあったことに気づき、新たな旅行命令入力を行い、旅行命令権者から承認を受けた。その後、復命入力での修正が可能であることがわかり、当初の復命について修正のうえ決裁を進めたが、このことを失念し、新たに入力した旅行命令に対しても復命入力し、両方の復命について承認を受けたことで、1件481円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	<p>過払分481円について令和2年6月26日に収入調定を行い、当該人に納入通知書を発行し、令和2年6月30日に支払われた。(令和2年7月2日、県に計入されていることを確認済み)</p> <p>令和2年7月6日には職員全員に財務会計システムの操作誤りによる二重払の注意喚起をメールで周知し、また、管理調整係において所属職員の旅行命令の重複入力や入力の遅延がないか等、毎月点検を行うこととして再発防止とした。</p>
	公務中の1件の交通事故について、修繕に要する費用として消耗品費等102,212円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	<p>事故発生後の課長会議（令和元年12月3日開催）において事故の概要を説明、所属職員へ周知し、交通安全への注意喚起を行った。</p> <p>また、令和2年6月23日の課長会議において、令和2年6月22日付け農政第234号「県有自動車の車検等について（依頼）」に基づき職員の自動車交通事故・交通違反の防止について注意喚起</p>

		を行うとともに、公用車事故での修理対応に関する公金意識の浸透について職員への周知徹底を図った。
国際園芸アカデミー	<p>国際園芸アカデミー授業料の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 未納者に対し、納期限後20日以内に発行すべき督促状が2か月以上遅延して発行されているものがあった。</p> <p>2 納期限を過ぎて授業料が納入されたことにより発生する延滞金について、その徴収手続が6か月以上遅延しているものがあった。</p>	<p>1 総合財務会計システムから出力される収納状況一覧表で担当者が日々の収納を確認するだけでなく、個々の収納状況や遅延状況が一目でわかるよう一覧表を作って管理することとした。</p> <p>2 督促状を発行するような状況で授業料を収納した場合は収納金額や経過日数から延滞金の有無を出納員がその都度判断することとした。</p>

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
多治見土木事務所	<p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として1,694,087円の費用負担が発生し、修繕料941,288円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故発生直後、直ちに該当職員から事故の状況及び原因を聴取し、安全運転の励行について指導を行った。</p> <p>また、所内会議において交通法規の遵守及び安全運転の励行並びに県有物品の適正な使用及び管理について注意喚起し、再発防止に努める。</p>
	<p>電気料金の支出事務において、過去に撤去されたことなどにより現存しない道路照明灯に係る電気料金865,358円が支払われていた。これは契約先電力会社が行った現物確認の結果明らかになったものであり、同社からの申出により過払額分は既に返還されているが、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>現存しない道路照明灯であったことを確認し、速やかに過払金の返還手続を行った。また、現物が確認できない道路照明灯の契約がないことを確認した。</p> <p>今後、道路照明灯の契約手続に誤りがないように「道路照明施設の電力契約事務に係る手続マニュアル」を作成し、このマニュアルに基づき複数職員で事務処理の確認を行い、再発防止に努める。</p>

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
教職員課	<p>旅費の支出事務において、職員は、旅費システムに入力した旅行の行程が</p>	<p>過払となっていた旅費1件3,367円については、直ちに手続を行い令和2年</p>

	<p>誤っていたことから復命時に訂正を求められたが、その復命について訂正せずに決裁を止める処理（廃案登録）を行うとともに、新たに正しい行程で命令及び復命入力（事後申請入力）を行って決裁に進めた。しかし、後日、決裁を止める処理のみで旅費システムから削除する処理（取下げ登録）を行っていなかった復命について、誤って決裁に進める処理を行い、両方の復命について、旅行命令権者から承認を受けたことで、1件3,367円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>7月27日に県に納入されたことを確認した。</p> <p>旅行命令及び復命入力の際は、入力内容を十分に確認し、行程に変更を生じた場合には適切に修正を行うとともに、命令の二重登録を行わないよう改めて職員に周知徹底した。</p> <p>今後は、関係帳票「支出科目別旅行命令情報一覧」等の複数人による定期的確認を行うことにより再発防止に努める。</p>
<p>体育健康課</p>	<p>旅費の支出事務において、職員は旅費システムに旅行命令入力をしていたにもかかわらず、それを失念し、後日、同じ旅行について別に旅行命令入力を行い、両方の旅行について旅行命令権者から承認を受けた。その後、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、2件1,554円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払となっていた旅費2件1,554円については、直ちに手続を行い令和2年7月30日及び8月5日に県に納入されたことを確認した。</p> <p>旅費システムにおいて、旅行命令が重複で入力された場合には警告メッセージが発せられることについて改めて周知し、職員一人ひとりが確認するよう注意喚起を行った。</p> <p>今後は、職員毎の旅行一覧等を活用し、旅費の重複がないことを複数職員で確認することにより再発防止に努める。</p>
<p>岐阜教育事務所</p>	<p>旅費の支出事務において、職員は旅費システムに旅行命令入力をしていたにもかかわらず、それを失念し、後日、同じ旅行について別に旅行命令入力を行い、両方の旅行について旅行命令権者から承認を受けた。そして、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、4件3,552円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払となっていた旅費4件3,552円について、直ちに手続を行い令和2年9月14日に納入されたことを確認した。</p> <p>また、全所属職員に対して、旅行命令・復命時のシステム入力に関する注意点について研修を実施し、同一日に複数の旅行命令を入力すると警告メッセージが表示されること、メッセージが表示された場合は重複登録がないことを必ず確認するよう周知徹底した。</p> <p>今後は、財務会計システムの支出科目別旅行命令一覧を出力して重複請求</p>

		がないかを複数人で確認し、再発防止に努める。
可茂教育事務所	旅費の支出事務において、職員は旅費システムに旅行命令入力をしていただけにもかかわらず、それを失念し、後日、同じ旅行について別に旅行命令入力を行い、両方の旅行について旅行命令権者から承認を受けた。その後、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、2件3,700円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	<p>過払となっていた旅費2件3,700円については、直ちに過年度戻入処理を行い、令和2年9月16日及び23日に県に納入されたことを確認した。</p> <p>所属職員は、教員が多く旅費システムに不慣れであることから、入力した旅行命令・復命を一覧で確認する方法や、命令決裁状況による復命の可否、警告メッセージの存在など旅費システムの仕組みを解説周知するとともに、自身の旅行命令を随時確認するよう注意喚起を行った。</p> <p>今後は、「支出科目別旅行命令情報一覧」等のデータを複数人で確認することにより、再発防止に努める。</p>
東濃教育事務所	旅費の支出事務において、職員は旅費システムに旅行命令入力をしていただけにもかかわらず、それを失念し、後日、同じ旅行について別に旅行命令入力を行い、両方の旅行について旅行命令権者から承認を受けた。そして、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、2件2,220円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	<p>過払となっていた旅費2件2,220円については、直ちに過年度戻入の手続きを行い令和2年9月25日及び28日に納入されたことを確認した。</p> <p>再発防止として、同年9月24日に所内全員に対して二重入力の防止など旅費システムへの入力について注意喚起を行うとともに、新たに「旅行命令・復命入力チェック表」を作成し、管理調整係において決裁過程での旅行命令の二重入力や復命の進捗状況を確認することとした。</p> <p>今後は、チェック表も活用し、複数人で確認することにより適正な事務処理に努める。</p>
各務原西高等学校	樹木剪定に係る役務の契約事務において、予定価格が100万円を超える契約を締結しようとする場合は、本来であれば競争入札によるべきところ、随意契約（電子調達による一般競争型随意契約）により行われていた。また、契約審査会において、契約方法を指名競争入札としているにもかかわらず、業	<p>今回の指摘事項は、入札事務に係る職員の認識不足によるところが大きい。ため、事務手続きについて、再度周知徹底を図った。</p> <p>今後は、会計事務全般において、岐阜県会計規則等を遵守するとともに、疑義が生じた場合には主務課や出納管理課へ照会するなど慎重に対応し、適</p>

	<p>者の選定については電子調達により決定するとした、誤った記載がなされた調書により審査が行われていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>正な会計事務処理に努める。</p>
岐阜各務野高等学校	<p>旅費の支出事務において、旅行者以外の者が旅行者に代わり旅費システムへ入力する際、本来の支出科目による事業費が令達されていなかったため、別の支出科目により入力を行った。その後、当該事業費の令達があり、本来であれば歳出更正をすべきところ、誤って未入力と考え、再度の入力を行い、両方について旅行命令権者から承認を受けたことで、1件1,850円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払となっていた旅費1件1,850円については、速やかに返還手続を行い、令和2年7月14日に返還されたことを確認した。</p> <p>今後は、旅費システムに入力した時点で必ず出張伺兼復命書の欄外に入力済の印を押すことにより、二重入力の発生を防止するとともに、後日令達があった場合は、出張伺兼復命書や旅費システムの入力状況を再確認することで、歳出更正すべき旅行かを判断し事務処理を進める。</p>
関高等学校	<p>公務中に刈払機を操作した際、石が飛散したことにより車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として72,600円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>今回の毀損事故後、草刈を行う作業員に対してさらなる安全指導を行うとともに、道路に近い敷地（概ね境界から10m程度）においては、エンジン式刈払機を使用しないこととし、防草シートや手刈り等により対応することに改めた。</p> <p>また、作業の前に実施計画を作成、提出させ、上席者がこれを確認することとした。</p> <p>今後は、上記対策を徹底し、安全に作業を行うことで毀損事故の再発防止を図る。</p>
坂下高等学校	<p>県が特別徴収を行った県立学校事務専門職の個人住民税の支出事務において、納期限を超えて支払を遅延したことにより、督促手数料1件100円が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>納期の定められている支払については、事務室内の行事予定表に次月の支払日を掲示することとし、担当者自身が事務の再確認を行うとともに、他の員にも情報共有できるように改めた。</p> <p>今後は、行事予定表を基に進捗管理を徹底し再発防止に努める。</p>
	<p>学校PRポスターの印刷に係る支出事務において、重複して支出したことにより、1件29,916円が過払となって</p>	<p>過払となっていた学校PRポスターの印刷代1件29,916円については、令和2年6月19日に業者から県に納入さ</p>

	いたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	れたことを確認した。 今後は、職員間で情報共有できる進捗管理表を作成の上、複数職員で執行状況を管理する体制とすることにより再発防止に努める。
羽島特別支援学校	旅費の支出事務において、旅行者以外の者が、旅行者に代わり旅費システムに命令及び復命入力（事後申請入力）していたにもかかわらず、それを失念し、同じ旅行について別に命令及び復命入力を行い、旅行命令権者から承認を受けたことで、1件407円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払となっていた旅費1件407円については、直ちに過年度戻入処理を行い、令和2年11月24日に県に納入されたことを確認した。 今後は、旅行命令及び復命の代理入力時における適正入力を徹底するほか、総合財務会計システムの支出科目別旅行命令情報一覧で支出内容を再確認することで、再発防止に努める。

（２）監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
財政課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料77,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	所属の全職員及び会計年度任用職員に対し、ノート型パソコンの毀損事故の原因となる行動について注意喚起を行い、再発防止に努めた。
東濃県税事務所	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料77,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対して、パソコンの丁寧な扱いに努めるよう指導した。 全職員に対しては、所内会議にてパソコンを含めた物品の適切な利用と管理について注意喚起を行った。 加えて、事故防止として、全職員のパソコンに「上に物を置かない・挟まないこと」のイエローシールを貼るとともに管理調整担当が見回りを行うようにしている。 今後も所内会議等で定期的に物品の取扱いについて注意喚起を行い、毀損事故の再発防止に努める。

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
人権施策推進課	物品の管理事務において、貸出用DVD 2件を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	亡失した物品については、物品処分等調書を作成し、物品一覧表から削除した。 今後は、現物実査の際には、実査担当者と供用主任者等により、物品一覧表と備品整理票との突合を確実にを行い、また、職員会議等においても物品管理に関する意識向上を図ることにより、適正な物品管理を行い、再発防止に努める。

商工労働部

機関名	監査結果	講じた措置
商工政策課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料77,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対し、ノート型パソコンを含む備品の取扱いについて、より慎重に、十分注意を払うよう指導するとともに、所属職員に対しても同様に注意喚起し、公金により整備した備品であることを改めて強く認識し、使用するよう周知徹底した。
観光企画課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料52,800円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	毀損事故を起こした職員に対し、ノートパソコンをはじめとした県有物品の取扱いについて、十分注意を払うよう指導した。あわせて所属職員及び観光国際局職員に対して、県有物品等の慎重な使用及び留意事項について周知徹底した。

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
郡上農林事務所	土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第1項等により県が行う土地改良事業については、法第87条第3項により「基本的要件」を満たすことが義務付けられており、この「基本的要件」の一つに、法施行令（昭和24年政令第295号）第2条において「当該土地改良事業の全ての効用がその全ての費用を償うこと。」	総費用総便益比を正しく算出したところ、事業種類毎の値はいずれも当初を上回る結果となり、事業の「基本的要件」を満たすことから、特段の手続きは要しない。 なお、今回発生した事業効果算定の誤りを防止するため、業務の成果品納品時に算定結果だけでなく入力値についても確認を行うよう課内に周知し

が規定されている。また、法に基づかない事業についても、法に基づく事業と同様な運用がなされている。

この総費用総便益比（総便益／総費用）が正しく算出されているか確認したところ、次の不適正な事項が認められたので、このことについて対応を検討するとともに、委託業者から提出された成果品の内容のチェックを適切に行うなど、今後は適正に処理されたい。

1 総費用は、当該事業費、関連事業費、関連するすべての既存施設の資産価額（時価）及び再整備費の合計額から、評価期間終了時点の関連するすべての施設の資産価額を控除したもので算定される。このうち、当該事業費の基となっていた年度別事業費について、年度ごとの事業費を用いるべきところ、毎年度、事業着工年度の事業費が用いられていた。総費用が誤って算定されたことで、3の事業種類（18施設）の総費用総便益比が正しく算出されていなかった。

2 当該事業費、関連するすべての既存施設の資産価額（時価）、再整備費及び評価期間終了時点の関連するすべての施設の資産価額の基となっていた年度別事業費について、別の施設の事業費が用いられていた。総費用が誤って算定されたことで、1の事業種類（1施設）の総費用総便益比が正しく算出されていなかった。

不用品の売払いに係る契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めることなく物品を売却していたので、今後は適正に処理され

た。

また、委託業者は照査報告書のチェック項目を追加し再発防止策とした。

今後、同様の不用決定手続を行う際は当該会計書類を参照することになることから、事務処理手順が記載された出納管理課作成の「物品処分フロー図」、管財課作成の「公用車廃車に係る

	たい。	事務マニュアル」及び今回の指摘事項を明確にした記録を当該会計書類に添付しておくことで、今後への再発防止策とした。
	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記録しなければならないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	記載漏れのあった特定個人情報取扱記録簿の当該箇所について、その写しに朱書きで補正するとともに今回の指摘事項を記録に残し、これを特定個人情報取扱記録簿に添付しておくことで今後への再発防止策とした。
農業大学校	不用品の売払いに係る契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めることなく物品を売却していたので、今後は適正に処理されたい。	関係職員で岐阜県会計規則及び岐阜県会計規則取扱要領を再確認し、売却決定事務について周知徹底を図った。 今後は、手続の漏れがないよう複数人で確認し適正な会計事務処理に努める。

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
美濃土木事務所	郵便切手に係る消耗品供用整理簿において、収支等命令者印、出納員印及び供用者受領印が押印されていなかったため、今後は適正に処理されたい。	担当が押印を失念していたことで、不適切な処理が行われたため、出納員から担当へ口頭で注意を行った。 特定消耗品の供用にあたり、遅滞なく消耗品供用整理簿（郵便切手受払簿）に記載し、収支等命令者等の押印を行うよう徹底した。 また、出納員が定期的に消耗品供用整理簿を検査することで、再発防止に努める。

県事務所

機関名	監査結果	講じた措置
中濃県事務所	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料20,317円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故後、速やかに職員全員に対し、パソコン付近に飲み物を置くことのないよう注意喚起した。合わせて修理するための費用は公費であること、また、場合によっては修理に出しても重要なデータが復旧できず、業務の遂行に

		<p>甚大な影響を与えることもあり得ることから、毀損事故が再度起こることのないよう徹底した。</p> <p>今後も折に触れ、物品等財産の適正管理及び事故防止について周知徹底を図る。</p>
--	--	--

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
教職員課	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料103,280円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>監査後、直ちに所属職員に対して、公有財産の適正な取扱いについて注意喚起を実施した。</p> <p>今後も、職場研修などの機会を捉えて、その取扱いを徹底することで、毀損事故の再発防止に努める。</p>
羽島高等学校	<p>特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う事務については「特定個人情報管理台帳」に記録し、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記録しなければならないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>監査後速やかに、未作成となっていた就学支援金事務に係る特定個人情報取扱記録簿を作成し、管理者（校長）及び管理主任者（事務長）の確認を受けた。</p> <p>今後は、特定個人情報の取扱事務の発生の都度、取扱記録簿に記載するとともに、管理者等による事前承認及び処理結果の確認を受けることを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
不破高等学校	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた3件の毀損事故について、修繕料235,036円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対し、パソコンの取扱いについて、一層注意を払うよう指導した。</p> <p>また、事故発生後、学校長から全職員に対し、メール配信で注意喚起を行うとともに、職員会議等においてもパソコンを含めた備品の慎重な取扱いについての周知徹底を図った。</p> <p>今後も、物品の適正な使用及び管理について、職員会議等の場で随時指導を行い、毀損事故の再発防止に努める。</p>

<p>岐阜本巣特別支援学校</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料77,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>事故の報告があった際に、当該職員から破損に至った状況等を聴取し、その原因を究明するとともにパソコンを使用するうえでの取扱いについて個別指導を行った。</p> <p>また、事故発生後の職員会議において全職員に対し、パソコンの適正管理及び職員の賠償責任について注意喚起を行った。</p> <p>今後も、職員会議等の場において、パソコンを含めた物品の適正な使用及び管理について繰り返し注意喚起を行い、毀損事故の再発防止に努める。</p>
<p>羽島特別支援学校</p>	<p>L P ガスの単価契約における消費税率引上げに伴う変更契約事務において、消費税率等に関する経過措置により10月の検針日（10月21日）以降消費税率が引き上げられるため、その翌日を適用日とした変更契約を締結すべきところ、11月1日を適用日とした変更契約を締結していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>契約変更に際しての関係法令の適用時期については、契約の相手方に十分に確認したうえで契約書を取り交わすことを会計員に周知徹底した。</p> <p>今後は、会計事務全般において、岐阜県会計規則等を遵守するとともに、疑義が生じた場合には主務課や出納管理課へ照会するなど、適正な会計事務処理に努める。</p>
<p>郡上特別支援学校</p>	<p>郡上特別支援学校スクールバス運行管理業務委託に係る契約事務において、複数年の長期継続契約を締結している。しかし、各年度における予算の範囲内において給付を受けなければならないため、翌年度以降予算の減額等があった場合には契約を解除できる旨の条件を入札公告や契約書に付すべきところ、その旨の記載をせず、入札を執行し、契約が締結されていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>全職員（出納員及び会計員）で、岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約に係る会計事務の取扱いについて、岐阜県会計規則及び出納事務局からの通知の内容を再確認した。</p> <p>今後は、複数年の長期継続契約手続に関する会計事務の留意点についてのチェック表を新たに作成し情報共有を図ることにより、入札及び契約手続がより適正に執行できるよう努める。</p>